## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県	
3. 市区町村名	みなべ町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.minabe.lg.jp/docs/2016091500013/	

執行機関名 みなべ町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	みなべ町重度心身障害児(者)医療費支給条例(平成16年条例第85号)による重 度心身障害児等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び ①の該当部分		みなべ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第三の項 みなべ町重度心身障害児(者)医療費支給条例(平成16年条例第85号)による重 度心身障害児等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	みなべ町重度心身障害児(者)医療費支給条例(平成16年条例第85号)第1条
	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害児(者)</u> の医療費の一部を支給することにより、 <u>重度心身障害児(者)</u> の保健の向上に寄与し、もって <u>福祉の増進</u> を図ることを目的 とする。
⑦独自利用事務の関連規範		みなべ町重度心身障害児(者)医療費支給条例(平成16年条例第85号) みなべ町重度心身障害児(者)医療費支給条例施行規則(平成16年規則第55号)